

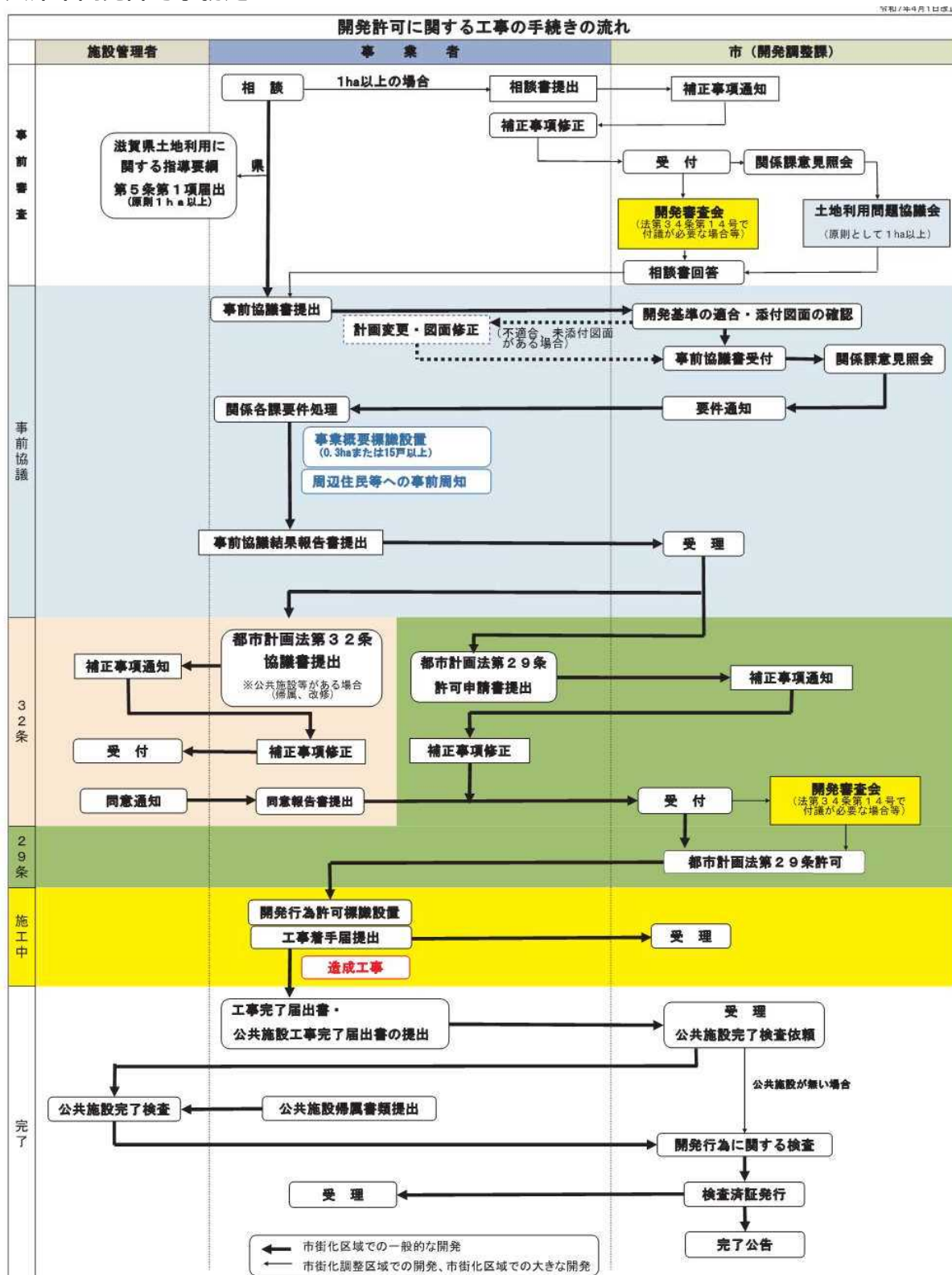
第11章 申請等の手続き

I 申請等の手続き

開発許可に関する手続きフローは次のとおり。

許可申請を行う場合は、事前に窓口で相談すること。

1 大津市開発許可事務処理フロー



2 開発許可申請前の手続き

(1) 開発計画事前協議の手続き

(a) 開発計画事前協議の手続き

開発許可申請に先立ち、事前協議を行うこと。

詳しくは、第4章 事前協議及び事前周知を参照のこと。

- ・市街化区域 : 1,000㎡以上
- ・市街化調整区域 : すべて
- ・都市計画区域外 : 10,000㎡以上

(b) 事前協議書

- ・提出部数 開発調整課審査用 1 部
関係課意見照会用 本市が指示する部数
- ・必要な書類 「都市計画法（開発許可）のチェックリスト（書類）（図面）」参照

3 開発許可申請の手続き

(1) 都市計画法第32条協議の手続き

(a) 公共施設等管理者との協議・同意の手続き

開発行為に係りのある公共施設及び公益的施設の管理者と、その公共施設等に関する協議・同意が必要となる場合は、法第32条協議書を提出すること。

詳しくは、第7章 公共施設及び公益的施設を取扱いを参照のこと。

(b) 法第32条協議書

- ・提出先 各公共施設等管理者
- ・提出部数 公共施設等管理者用 該当する部数
- ・必要な書類 「都市計画法（開発許可）のチェックリスト（書類）（図面）」参照

(2) 都市計画法第29条許可申請の手続き

(a) 許可申請の手続き

開発行為をしようとする者は、法第29条許可申請書を提出すること。

(b) 許可申請書

- ・提出部数 許可申請書、許可通知書 各1部
- ・必要な書類 「都市計画法（開発許可）のチェックリスト（書類）（図面）」参照

4 開発許可後の手続き

(1) 工事着手届出書の提出

(a) 工事着手届の手続き

開発許可を受けた者は、工事に着手する7日前に工事着手届出書を提出すること。

(b) 工事着手届

- ・ 提出部数 1 部
- ・ 必要な書類 工事着手届、実施工程表、開発行為許可標識の写真（近景、遠景）、位置図（標識設置場所の分かるもの）

（２） 開発行為許可標識の設置

開発許可を受けた者は、工事に着手した日から工事完了公告までの間、開発許可標識を開発区域の見やすい場所に設置すること。

なお、盛土規制法の許可を受けたとみなされたものは、盛土規制法施行規則で定める標識も合わせて設置すること。

（３） 盛土規制法に係る定期報告書及び中間検査の申請書の提出

盛土規制法に基づくみなし許可を受けた開発事業は、同法に基づく定期報告及び中間検査が必要となる場合がある。

盛土規制法に基づく定期報告を要する規模の工事は、以下のとおり。

- ① 盛土で高さが2 m超の崖を生じるもの
- ② 切土で高さが5 m超の崖を生じるもの
- ③ 盛土と切土を同時に行って、高さ5 m超の崖を生じるもの（①、②を除く）
- ④ 盛土で高さ5 m超のもの（①、③を除く）
- ⑤ 前後の地盤面の標高差が30 cmを超える盛土又は切土の面積が3,000㎡を超えるもの（①から④を除く）

また、①から⑤の規模の工事のうち、以下の特定工程を含む工事については、盛土規制法第18条及び第37条に基づく中間検査を受検しなければならない。

- ・ 盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程（政令で規定）
- ・ 5 mを超える擁壁等の建造物の設置又は15 mを超える盛土を行う場合において、当該建造物の設置又は盛土を行うに当たり行う地盤改良又は地盤の支持強度を確保するための工事の工程（条例で追加）

詳細については、「大津市盛土規制法に基づく許可制度の基準」第3章の項目を確認すること。

（４） 中間検査依頼書の提出

上記（３）の盛土規制法に基づく中間検査とは別に、所定規模の盛土工事又は鉄筋コンクリート擁壁工事等を行う場合は、中間検査を実施するため、実施の工程に達する概ね一週間前までに中間検査依頼書を提出すること。詳しくは、「大津市開発事業等工事検査要領」及び「開発事業等に係る工事検査の実施方法」を参照のこと。

- ・提出部数 開発調整課用 1 部
公共施設等管理者用 該当する部数
- ・必要な書類 大津市開発事業等工事検査要領の別記「開発事業等に係る工事の完了届から検査済証の交付まで」参照

(5) 工事完了届出書、公共施設工事完了届出書

(a) 工事完了届、公共施設工事完了届の手続き

工事が完了した者は、工事完了届、公共施設工事完了届を提出すること。

(b) 工事完了届出

- ・提出部数 1 部
- ・必要な書類 大津市開発事業等工事検査要領の別記「開発事業等に係る工事の完了届から検査済証の交付まで」参照

(c) 公共施設工事完了届出

- ・提出部数 開発調整課用 1 部
公共施設等管理者用 該当する部数
- ・必要な書類 大津市開発事業等工事検査要領の別記「開発事業等に係る工事の完了届から検査済証の交付まで」参照

(6) 開発行為に関する工事の廃止の届出書

(a) 開発行為に関する工事の廃止届の手続き

許可を受けた開発行為を廃止する場合は廃止届を提出すること。

(b) 開発行為に関する工事の廃止届

- ・提出部数 1 部
- ・必要な書類 開発行為に関する工事の廃止届書、廃止理由書、廃止した時点における現況図、写真及び廃止に伴う今後の措置、災害防止計画を示す図書

(7) 都市計画法第35条の2変更許可申請の手続き

(a) 変更許可申請の手続き

公共施設の変更を伴う場合は、法第32条に基づく変更協議から行うこと。なお、変更内容が多岐にわたるものは、事前審査の変更から行う場合がある。

(b) 変更許可申請書

- ・提出部数 変更許可申請書、変更許可通知書 各1部
- ・必要な書類 「都市計画法（開発許可）のチェックリスト（書類）（図面）」参照

(c) 変更許可申請書作成要領

都市計画法に基づく開発許可条件書に記載されている作成要領によること。

(8) 都市計画法第35条の2第3項変更届の手続き

(a) 変更届出の手続き

第6章第Ⅶ節第2項に定義する軽微な変更が生じた場合は、遅滞なく変更届出書を提出すること。

(b) 変更届出書

- ・提出部数 1部
- ・必要な書類 変更のあった図書

(9) 都市計画法第37条の手続き

(a) 建築制限等解除申請の手続き

建築等制限解除は、事前に開発区域内における建築制限等の解除承認申請書を提出すること。

(b) 解除承認申請書

- ・提出部数 3部
- ・必要な書類 「都市計画法（開発許可以外）のチェックリスト（書類）（図面）」
参照

(10) 都市計画法第41条の手続き

(a) 建築物特例許可申請の手続き

市街化調整区域において、建築の建ぺい率等の指定の解除を行なう場合は、建築物特例許可申請書を提出すること。

(b) 建築物特例許可申請書

- ・提出部数 3部
- ・必要な書類 「都市計画法（開発許可以外）のチェックリスト（書類）（図面）」
参照

(11) 都市計画法第44条の手続き

(a) 地位承継承認届出の手続き

開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事の権限を承継した者は、地位承継届出書を提出すること。

(b) 地位承継承認届出書

- ・提出部数 2部
- ・必要な書類 変更のあった図書

(12) 都市計画法第45条の手続き

(a) 地位承継承認申請の手続き

開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事の権限を取得した者は、地位承継承認書申請書を提出すること。

(b) 地位承継承認申請書

- ・提出部数 2部
- ・必要な書類 「都市計画法(開発許可以外)のチェックリスト(書類)(図面)」参照

5 その他の手続き

(1) 都市計画法第42条の手続き

(a) 予定建築物等以外の建築等許可申請の手続き

市街化調整区域において、開発許可を受けた土地における予定建築物の用途の変更を行う場合は、予定建築物等以外の建築等許可申請書を提出すること。

(b) 予定建築物等以外の建築等許可申請

- ・提出部数 2部
- ・必要な書類 「都市計画法(建築許可)のチェックリスト(書類)(図面)」参照

(2) 都市計画法第43条の手続き

(a) 建築物の新築、改築もしくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請の手続き
市街化調整区域において、開発許可を受けた土地以外の土地において建築物の新築、改築もしくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設を行う場合は、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書を提出すること。

(b) 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書

- ・提出部数 2部
- ・必要な書類 「都市計画法(建築許可)のチェックリスト(書類)(図面)」参照

(3) 都市計画法施行規則第60条の手続き

(a) 都市計画法の適合証明書交付申請の手続き

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による建築確認済証の交付を受けようとする者は、その計画が都市計画法第29条第1項、同条第2項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条、第43条第1項又は第53条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付を市長に求めることができる。

(b) 都市計画法の適合証明書交付申請書

- ・提出部数 正・副 各1部
- ・必要な書類 「60条証明のチェックリスト」参照

※都市計画法施行規則第60条協議確認申請書

証明書の交付を求める建築計画について、当該建築計画に伴う開発行為が都市計画法第

29条第1項第3号から第10号に該当する場合、又は市街化区域において行う既存建築物と同一の建築敷地における倉庫や駐輪場といった小規模建築物の増築で明らかに区画形質の変更が伴わないと判断される場合（対象の適否は窓口相談で判定）など一定の条件を満たすときは、証明書の交付に替えて必要書類を簡略化した手続となる協議確認書による対応も行っている。

協議確認を受けようとする場合は、「都市計画法施行規則第60条協議確認申請書」（様式54）に必要な図書を添えて提出すること。

- ・提出部数 2部
- ・必要な図書 「都市計画法のチェックリスト（書類）（図面）」参照

Ⅱ 工事検査等

1 大津市開発事業等工事検査要領

大津市開発事業等工事検査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、都市計画法（以下「都計法」という。）第36条及び宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）第17条若しくは第18条又は第36条若しくは第37条に規定する工事の検査、並びに、盛土規制法第17条第4項又は第36条第4項に規定する確認（以下「検査等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(検査等の種類)

第2条 検査等の種類は、完了検査、中間検査、確認、再検査及び立入検査とする。

2 完了検査とは、施行区域の安全及び機能に重大な影響を及ぼすものを主体に、工事が次の区分により完了したときに行う検査をいう。

(1) 都計法に基づく開発区域全部の工事を完了したとき。

(2) 盛土規制法に基づく工事の一部又は全部が完了したとき。

(3) 開発区域を工区に分けて許可を受けたときは、工区の工事を完了したとき。

(4) 公共施設等（都計法第4条第14項の規定による公共施設並びに第33条第1項第6号の規定による公共施設および公益的施設）の工事を完了したとき。

3 中間検査とは、次の各号の場合に適宜行う検査をいう。

(1) 都計法又は盛土規制法の許可に基づく工事施工の途中において必要と認められる工程に達したとき。

(2) 盛土規制法第18条又は第37条に規定する特定工程に係る工事を終えたとき。

(3) 盛土規制法第15条第2項又は第34条第2項に規定するみなし許可として許可を受けた都計法の工事において前号に規定する特定工程に係る工事を終えたとき。

(4) その他必要があると認めたとき。

4 確認とは、盛土規制法に基づく土石の堆積に関する許可の工事が終わり、堆積されていた全ての土石の除却が完了していることの確認をいう。

5 再検査とは、工事の手直し等の後において再度行う検査をいう。

6 立入検査とは、都計法第82条第1項又は盛土規制法第24条第1項若しくは第43条第1項の規定による検査をいう。

(検査等の方法)

第3条 前条の検査等は、「開発事業等に係る工事検査の実施方法」により工事が都計法の開発許可の内容に適合しているか又は盛土規制法の許可基準に適合しているか等について検査等を行

うものとする。

- 2 開発事業等に係る工事のうち公共施設等の検査については、前項に定めるもののほか、当該公共施設等を管理することとなる者（以下「公共施設等管理者」という。）の定める工事検査の方法により、その適否を検査するものとする。

（検査員）

第4条 検査員は、開発調整課および各公共施設等管理部署の担当職員とする。

（検査結果の通知等）

第5条 検査員は、検査等を終了したときは、すみやかにその結果を「（開発・盛土）許可工事（中間・完了・確認）検査調書」（以下「検査調書」という。）により通知するものとする。

- 2 検査員は、第3条の検査等により工事が都計法の許可の内容若しくは盛土規制法の許可基準に適合していないと認めたとき又は堆積されていた全ての土石の除却が完了していないと認めたときは、検査調書の指示事項により、工事の手直し等を指示するものとする。
- 3 事業者（工事主）は、前項の工事の手直し等が完了したときは、「工事検査是正報告書」（以下「是正報告書」という。）（様式－検1）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の是正報告書が提出されたときは、その内容を確認し又は必要に応じて再検査を行い、工事が都計法の許可の内容若しくは盛土規制法の許可基準に適合していると認めたとき又は堆積されていた全ての土石の除却が完了していると認めたときは、是正報告書を受理する。
- 5 事業者（工事主）は、前項の是正報告書が受理されなければ、次条に規定する工事の検査済証等の交付を受けることができない。

（工事検査済証等の交付）

第6条 市長は、第2条第2項に規定する完了検査の結果、工事が都計法の許可の内容若しくは盛土規制法の許可基準に適合すると認められたときは、事業者（工事主）に工事の検査済証を交付するものとする。

- 2 市長は、第2条第3項第2号又は第3号に規定する中間検査の結果、工事が盛土規制法の許可基準に適合すると認められるときは、事業者（工事主）に中間検査合格証を交付し、事業者（工事主）は、当該中間検査合格証の交付後でなければ当該特定工程後の工事をすることができない。
- 3 市長は、第2条第4項に基づく確認の結果、堆積されていた全ての土石の除却が完了していると認めたときは、事業者（工事主）に確認済証を交付するものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２４年７月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

なお、施行日までに許可を受けた工事については、なお従前の例によるものとする。

開発事業等に係る工事検査の実施方法

1 検査等の目的

- (1) 完了検査は、工事が都市計画法（以下「都計法」という。）に基づく開発許可又は宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に基づく宅地造成等の許可の内容及び許可の基準に適合しているかどうかについて確認することを目的とする。
- (2) 中間検査は、工事が申請書等に基づき適正に施工されているか及び許可の基準に適合しているかを工事中に検査し、施工管理の状況、品質管理状況および施工地区周辺との関連等を確認することを目的とする。
- (3) 確認は、盛土規制法に基づく土石の堆積に関する許可の工事が完了し、堆積されていた全ての土石等が除却されたかどうか並びに許可区域内及びその周辺の状況を確認することを目的とする。

2 検査等の実施方法

- (1) 事業者（工事主）は、開発事業等に係る工事（工区に分けて許可した時は工区又は一部完了の許可を受けた時はその一部区域）が完了したときは、都計法にあっては工事完了届出書（様式22、23）、盛土規制法にあっては工事完了検査申請書（様式盛9）若しくは工事の一部完了検査申請書（様式盛47）又は工事の確認申請書（様式盛11）を市長に提出又は申請し、検査又は確認を受けなければならない。
- (2) 中間検査は、以下の工程において行うものとし、事業者（工事主）は、検査を実施できる時期の概ね1週間前までに中間検査依頼書（様式－検2または様式盛13）とともに検査に必要な関係図書を提出しなければならない。なお、中間検査の工程が盛土規制法第18条第1項又は第37条第1項に規定する特定工程に係る工事に該当する場合は、当該特定工程に係る工事の中間検査合格証（様式盛14）の交付を受けなければ、特定工程後に係る工事を行うことができないことに留意しなければならない。（盛土規制法第15条第2項又は第34条第2項に規定するみなし許可となる都計法の許可工事も同じ）

ア) 大津市が定める工程

（対象となる工事の規模等に該当する事業の場合は必ず中間検査を実施）

工程	実施時期	検査内容	工事の規模等
盛土	原地盤処理（耕土改良・置換、既存構造物の撤去、段切り施工）及び地下排水処理の完了後の盛土材投入前	耕土等の軟弱地盤処理、段切り及び地下排水処理等の盛土を適切に行うための現地状況の確認	盛土面積が3,000㎡を超えるもの又は盛土高が5mを超えるもの
擁壁	基礎工事（地盤改良含む）及び擁壁の配筋工事の完了後のコンクリート打設前	基礎工事（地盤改良含む）及び配筋状況の確認	現場打ち鉄筋コンクリート擁壁で見え高さが2mを超えるもの

その他	検査員の指示による
-----	-----------

イ) 盛土規制法に基づく特定工程

(対象となる工事の規模等に該当する事業で特定工程に係る工事を実施する場合に中間検査を実施)

工程	実施時期	検査内容	工事の規模等
排水施設 (暗渠排水 管)	盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設(暗渠排水管)を設置後、その周囲を砕石その他の資材で埋設する前	規格、配置、接続部及び端部処理並びに湧水処理等の状況確認	盛土規制法施行令第23条に規定する規模(※1)
地盤改良等	地盤改良、抑止杭及び基礎杭など地盤の支持強度を確保する工事实施後、盛土又は擁壁等の工事を行う前	地盤改良等の施工状況及び地盤の支持強度の発現状況の確認	盛土高が15mを超えるもの又は擁壁等で全高さが5mを超えるもの

※1：盛土規制法施行令第23条に規定する規模

- ①盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの
 - ②切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの
 - ③盛土と切土を同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に5mを超える崖が生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土(前記①、②の盛土又は切土を除く。)
 - ④前記①又は③に該当しない盛土であって、高さが5mを超えるもの
 - ⑤前記のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、前後の地盤面の標高差が30cmを超える盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡を超えるもの
- (3) 確認は、土砂の堆積に係る許可の工事が終了し、堆積されていた全ての土石等が除却されたとき行うものとし、事業主(工事主)は、速やかに前1号に定める確認を受けなければならない。
- (4) 検査員は、事業者等(設計者、工事施行者を含む)で工事内容の説明できる者に立会を求め検査を実施する。
- (5) 検査は、事業者等で準備された関係図書による審査、目的物の目視及び検測により行うこととし、主な検査項目は次のとおりとする。
- ①開発区域等の位置、面積、形態が開発許可又は宅地造成等の許可の内容と合致していること。
 - ②雨水等の排水処理施設が、適当な配置、構造で適切に施工されていること。
 - ③切土及び盛土のり面の安定が図られていること。
 - ④盛土地盤がゆるみ、沈下又は崩壊が生じないよう締固め等の対策が講じられていること。
 - ⑤崖面は、擁壁あるいは保護工により崩壊又は土砂が流出しないよう対策が講じられていること。

- ⑥擁壁が適切に施工されていること。
- ⑦軟弱地盤等地盤条件が悪い場合は、地盤改良工事等の対策が講じられていること。
- ⑧開発事業等の周辺へ溢水等の被害が及ばないよう対策が講じられていること。
- ⑨他の法律により、災害防止のための規制が行われている土地における開発事業の場合は、それぞれの法律に対応する対策が講じられていること。
- ⑩その他、前①から⑨に記載事項以外の都計法に基づく開発許可・盛土規制法に基づく宅造造成等許可の許可基準に適合していること。

(6) 検査員は、工事写真等により設計図書どおりの施工ができているか確認できないものについては、次のとおり掘削や抜き取り確認などを指示及び要求することができる。

- ① 擁壁の背面を掘削し、躯体の寸法、根入れ及び裏込材の厚さ等を測定する。また、裏込コンクリートの打設状態、水抜パイプの設置状況等をあわせて確認する。
- ② 鉄筋使用の構造物において写真により確認困難な場合は一部解体し確認する。
- ③ 掘削や抜き取りによる検査の結果は、写真等により記録すること。

(7) 宅地造成等の工事の代表的な工種は、表－１を参考に出来形管理を行うこと。

3 検査等の準備

事業者等は、検査等の実施にあたり、工事内容、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること。

なお、主な準備内容は次のとおりとする。

(1) 工事完了届出書又は工事完了検査申請書等には、次の図書を添付すること。

(別記「開発事業等に係る工事の完了届から検査済証の交付まで」参照)

- ①工事写真（A4版）
- ②確定測量図（申請図書の求積図と対比できるもの）
- ③施工管理及び品質管理に関する資料
- ④自主検査報告書（様式－検3）

(2) 工事写真は、「大津市開発事業等工事写真整備要領」に基づき作成しておくこと。

4 定めのない事項

この検査等の実施方法に定めのない事項については、下記の文献を参考にするなど、あらかじめ開発調整課の担当職員と協議のうえ決定すること。

附則

この実施方法は、平成22年4月27日から施行する。

附則

この実施方法は、平成24年7月1日から施行する。

附則

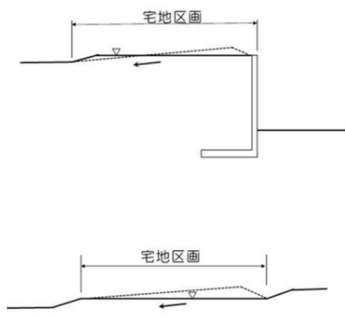
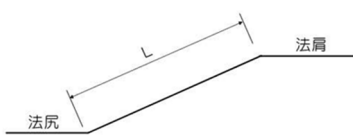
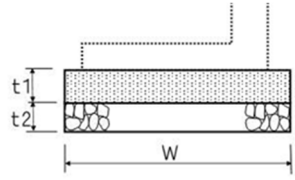
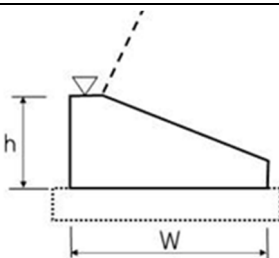
この実施方法は、令和7年4月1日から施行する。

なお、施行日までに許可を受けた工事については、なお従前の例によるものとする。

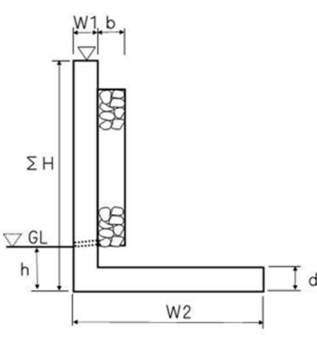
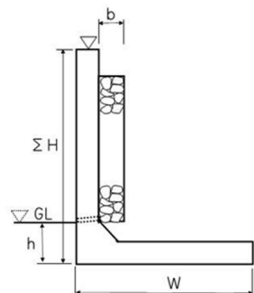
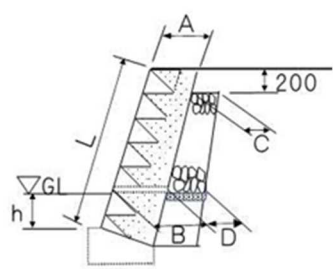
参考文献

- ・「盛土等防災マニュアルの解説」 編集 盛土等防災研究会 令和5年11月20日
 ・「滋賀県一般土木工事等共通仕様書」 監修 滋賀県 令和2年4月

表－1

工 種		項 目	規格値(mm)		摘要	
土 工	整地土工	基準高▽	±60		1. 施工段階において排水を考慮し勾配をとった場合、これを基準高とみなすことができる。 2. 宅地仕上りは表面を平滑に上げるとともに周辺地盤、道路、建物などの構造物、植栽などなじみよく表面排水が良好に行われるように仕上げなければならない。	
		のり面工	切土 L < 5m のり長 L ≥ 5m 盛土 L < 5m のり長 L ≥ 5m 面積 A	-200 のり長の-4% -100 のり長の-2% 設計値以上		規格値はその値に関わらず境界を越えてはならない。
	基礎工	基礎材 (碎石、栗石等) 均しコンクリート	厚さ t1 t2	設計値以上		規格値はその値に関わらず境界を越えてはならない。
			幅 W	設計値以上		
		延長 L	擁壁構造及び区画に変更が生じない範囲			
	コンクリートブロック積み等 基礎コンクリート (基礎材は前種と同じ)	基準高 ▽	±30		規格値はその値に関わらず境界を越えてはならない。	
幅 W		-30				
高さ h		-30				
延長 L		擁壁構造及び区画に変更が生じない範囲				

表－１つづき

工 種		項 目	規格値(mm)		摘要
擁壁工	現場打擁壁	基準高 ▽	±50		規格値はその値に関わらず境界を越えてはならない。 安定計算上は安全でなければならない。
		厚さ d	-20		
		裏入れ厚さ b	-50		
		幅 W1 W2	-30		
		総高 ΣH < 3m	-50		
		高さ ΣH ≧ 3m	-100		
		根入れ深さ h	設計値以上		
		延長 L	擁壁構造及び区画に変更が生じない範囲		
	プレキャスト擁壁	基準高 ▽	±50		規格値はその値に関わらず境界を越えてはならない。
		裏入れ厚さ bb	-50		
		総高 ΣH	製品規格による		
		幅 w	製品規格による		
		根入れ深さ h	設計値以上		
		延長 L	設計値		
	コンクリートブロック積み等	基準高 ▽	±50		規格値はその値に関わらず境界を越えてはならない。 安定計算上は安全でなければならない。
厚さ A		-50			
厚さ B		-50			
厚さ C		-50			
厚さ D		-50			
法長 L < 3m		-50			
高さ L ≧ 3m		-100			
根入れ深さ h		設計値以上			
延長 L		擁壁構及び区画に変更が生じない範囲			